犯罪被害者等支援に係る基本的な考え方について

【答申】

令和８年９月１８日

渋谷区犯罪被害者等支援審議会

答申にあたって

犯罪被害は、ある日突然、誰の身にも起こり得るものであり、被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族の生活に、心身の不調、経済的な負担、住まいや仕事・学業への影響等、さまざまな困難をもたらします。また、周囲の理解不足や配慮に欠ける言動、うわさ、偏見等により、被害後にさらに傷つけられる二次被害が生じることも少なくありません。

こうした状況を踏まえ、犯罪被害者等が孤立することなく、その尊厳が守られ、必要な支援に迅速かつ途切れなくつながることができる仕組みを整えることは、地域社会にとって重要な課題です。特に、身近な自治体である区が、相談を受け止め、関係機関と連携しながら、生活の再建に向けた支援を行うことには大きな意義があります。

本審議会では、犯罪被害者等支援条例の制定に向け、条例（案）及び支援の内容について、渋谷区長から令和８年４月２２日に諮問を受け、慎重に審議を重ねてまいりました。また、審議に先立ち、令和７年度には「渋谷区犯罪被害者等支援のあり方検討会」を３回開催し、有識者から専門的な知見に基づくご意見をうかがいながら、支援の基本的な考え方について検討を進めてきました。

本答申は、これまでの検討経過を踏まえ、区だけではなく、区民、事業者、学校等が犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性を理解し、地域全体で支え合う仕組みを築くことを目指して取りまとめたものです。支援にあたっては、犯罪被害者等の意向や状況を踏まえ、二次被害や再被害の防止に十分配慮するとともに、相談、経済的支援、生活支援、住まいの支援等、必要な支援が適切に届く体制を整えることが求められます。

今後、条例の制定及び具体的な支援制度の整備にあたっては、本答申の趣旨を踏まえ、引き続き慎重かつ丁寧な議論が重ねられることを期待します。そして、犯罪被害者等が安心して相談でき、必要な支援を受けながら、再び平穏な生活を取り戻すことができる「支え合う渋谷区」の実現に向け、着実に取組が進められることを願います。

令和８年９月１８日

渋谷区犯罪被害者等支援審議会
会長 大塚　淳子

Ⅰ　犯罪被害者等支援条例制定の経緯

○　日本における犯罪被害者等支援の取組は、長らく制度的な支援が乏しい状況にあり、被害者や遺族が「精神的・経済的・社会的孤立」に陥る問題が指摘されてきました。1990 年代から民間団体の活動が活発となり、２００４年には被害者等の権利と支援の基本理念を定めた「犯罪被害者等基本法」[1]が制定され、国と地方公共団体が被害者等支援施策を講じる責務を負うことが明確化されました。

基本法の制定後、国は「犯罪被害者等基本計画」[2]を策定し、相談・情報提供、経済的支援、医療・福祉支援、居住・雇用支援、二次被害防止、民間支援団体への支援等、多方面にわたる対策を推進してきました。近年では、被害者参加制度[3]の導入等支援体制の拡充が図られています。さらに２０２６年度からは国の第５次犯罪被害者等基本計画実施期間となり、犯罪被害者等支援弁護士制度の運用やワンストップサービス体制の整備・充実が推進されることとなっています。

○　国の法律と方針を受け、地方自治体でも独自の支援が求められるようになり、４７都道府県すべてが犯罪被害者等支援条例を制定し、相談窓口、支援金の給付、生活再建支援、二次被害防止等、地域の実情に応じた施策が整備されています。

○　東京都においても２０２０年に「東京都犯罪被害者等支援条例」を制定後、「第５次東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、相談支援、転居費用助成、法律相談助成、見舞金給付、ワンストップ支援体制強化等、多角的な支援を制度化しました。

また、東京都内の市区町村において犯罪被害者等支援条例を制定している自治体は、現在、４区、４市町村の計８自治体に限られており、全６２自治体のうち１３％と低い制定率となっています。自治体によっては計画も策定する等、支援制度の整備状況に差があります。その結果、被害者等が居住地によって受けられる支援内容が異なる状況が生じており、市区町村レベルでの制度整備のあり方が社会的な問題として認識されるようになりました。

○　こうした状況を踏まえ、誰もが安心して暮らすことのできるまちの実現に向け、犯罪被害者等支援に関する条例を制定し、総合的な支援体制を構築することが望ましいと考えます。その際には、被害者等のニーズに即した迅速できめ細かな支援を整備するとともに、二次被害の防止及び情報提供体制の強化を図り、安定的かつ継続的な支援体制を確立することを求めます。

[1] 犯罪被害者等の尊厳を守り、国や自治体が必要な支援を総合的かつ継続的に行うための基本理念や責務を定めた法律。

[2] 犯罪被害者等基本法に基づき国が策定する計画で、犯罪被害者等への相談支援、経済的支援、生活支援等の施策を総合的かつ計画的に推進するための指針。

[3] 一定の事件の被害者や遺族が、刑事裁判に参加して、公判期日に出席し被告人質問などを行うことができる制度。

２　犯罪被害者等支援に係る基本的な考え方

■ 条例の目的　～誰もが安心して暮らせるまちを目指して～

○　犯罪被害は、誰の身にもある日突然起こり得る問題です。

被害にあった方やそのご家族は、心や体のつらさだけではなく、生活全体に大きな影響を受けることがあります。

○　被害のあとに起こりやすいこと

- 強い不安や恐怖、不眠等の心の不調
- 仕事や学校に行けなくなる
- 医療費や引っ越し等の出費が増える
- 裁判所等における司法手続といった慣れない手続への戸惑い及び負担
- 周りの配慮に欠ける言葉やうわさによる「二次被害」

この条例においては、

犯罪被害にあった方やそのご家族が、孤立せず、再び安心して生活できるよう支えることが重要です。

目指すことは３つです。

1．犯罪被害者等の気持ちを尊重する

2．生活の立て直しを支援する

3．二次被害や再被害を防ぐ

渋谷区の役割だけではなく、**地域みんなで支え合うこと**を明記することが必要です。

用語の定義

犯罪被害者等	犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族
二次被害	犯罪等による直接的な被害を受けた後に、これに付随して被る周囲の理解又は配慮に欠ける言動や偏見による差別による被害に加え、インターネット等による誹謗中傷、取材攻勢又は報道によって生じる生活への脅威若しくは生活上の制限、心身の不調、尊厳の侵害及び経済的損失等の被害
再被害	犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられる被害

■ 基本理念

３つの理念を明記することが求められます。

（１） 犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有しています。

（２） 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の特性及び原因、再被害及び二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等への支援の過程で二次被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければなりません。

（３） 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援を迅速かつ適切に途切れることなく提供することを旨として行われなければなりません。

■ 地域で支える仕組み

それぞれの役割を定めることが望まれます。

渋谷区の役割 〇相談できる窓口を作る 〇支援の仕組みを整える 〇関係機関と連携する 〇被害者等に寄り添った対応を行う	**区民等の役割** 〇被害者等の置かれた状況への理解を深める 〇憶測やうわさ話、不用意な発言をしない 〇被害者等を支える取組に協力する
学校・保育園などの役割 〇児童生徒等に支援の大切さを伝え、被害者等に配慮した対応を行う 〇安心して通える環境づくりを行う 〇関係機関と連携し、区の取組に協力する	**事業者（会社・お店など）の役割** 〇従業員が被害にあったときに配慮した対応を行う 〇職場での二次被害を防ぐ 〇関係機関と連携し、区の取組に協力する

■ 支援のあり方

（１）　相談できる窓口の設置

犯罪被害に関することを安心して話せる相談窓口を設置し、被害者等が必要な支援に円滑につながることができるワンストップの相談支援体制を整備することが望まれます。

相談内容に応じて、トラウマインフォームドケア（※）の知識を有する複数の相談員による対応や、相談者が希望する性別の相談員による対応も行うなど、被害者等の心情を踏まえた相談体制の構築が求められます。

※トラウマとその影響について知識をもって関わること

（第５次犯罪被害者等基本計画、概要より）

（２）　主な支援の内容

支援分野	支援内容
相　談	困りごとについての相談、情報提供
お　金	弔慰金、医療費や生活費、司法手続の負担軽減
生　活	仕事・学業・家庭生活の支援
住まい	引っ越しが必要な場合の支援
その他	必要に応じた支援

■ 支援を支える取組

（１）　人材育成

犯罪被害者等への支援の充実を図るため、区の職員への研修や支援に関わる人材の育成を通し、被害者等の気持ちを理解できる人を増やしていくことが期待されます。

（２）　周知啓発

講演会の開催や区ウェブサイト、リーフレット等による広報啓発活動を通じて、犯罪被害者等への理解を深めることが求められます。犯罪被害者等の心情や置かれている状況への理解不足が、配慮に欠ける言動や誹謗中傷といった二次被害につながらないようにするとともに、トラウマインフォームドケアの視点を多くの人に広め、被害や加害を生まない地域づくりを進めることが期待されます。

（３）　安全なまちづくり

区は、地域、教育機関、関係機関等が行う見守り活動、防犯パトロール、講演会、児童・生徒等への教育啓発の充実その他の犯罪等を予防する活動を支援することが望まれます。また、自分の身を守るための知識や他者を尊重する意識を育むことで、犯罪による被害を防ぐとともに、加害を生まない地域社会の実現を目指すことが期待されます。

（４）　個人情報の管理

支援にあたって知り得た個人情報の重要性を十分に認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報が外に漏れることがないよう、厳重に管理することが求められます。

（５）　関係機関との情報共有・連携

犯罪被害者等が同じ説明を繰り返す負担を軽減するため、東京都の犯罪被害者等支援コーディネーターや関係機関との連携を図り、本人の意向と個人情報の保護に配慮しながら、支援経過を共有できる仕組みを検討することが期待されます。

■ 審議会が期待する姿

誰もが犯罪被害者等になる可能性があるからこそ、困ったときに安心して相談でき、必要な支援につながり、地域全体で犯罪被害者等を支えることが当たり前となる社会の実現が期待されます。審議会としては、そのような「支え合う渋谷区」の実現に向け、取組が着実に進められることを期待します。

なお、社会状況及び関連法制度等の変化を踏まえ、条例施行後の検証・検討体制を設置するとともに、犯罪被害者等及び区民の声も反映しながら、必要に応じて制度や施策の見直しが図られる体制を構築することを望みます。